

静岡県看護協会
国民保護業務計画

目 次

第1章	総 論	1
第1節	本計画の目的.....	1
第2節	用語の定義.....	1
第3節	本計画が対象とする事態.....	1
第4節	国民保護措置の基本方針.....	2
第1	協会の国民保護措置.....	2
第2	国民保護措置の内容及び実施期間.....	3
第2章	平素からの備え	4
第1節	医療救護体制の確立.....	4
第1	連絡体制の整備.....	4
第2	医療救護資機材等の整備.....	4
第3	関係機関との相互連携.....	5
第4	協会会館の機能維持.....	5
第2節	医療救護に関する教育訓練等.....	5
第1	国民保護に関する啓発.....	5
第2	災害支援ボランティアナースの育成.....	5
第3	救援訓練の実施.....	6
第4	地域の救援訓練への参加.....	6
第3章	武力攻撃事態等への対処	7
第1節	武力攻撃災害警戒時の措置.....	7
第1	静岡県看護協会国民保護警戒本部.....	7
第2	所掌事務.....	8
第2節	武力攻撃災害時の措置.....	8
第1	静岡県看護協会国民保護対策本部.....	8
第2	所掌事務.....	9
第3	災害支援ボランティアナースの責務.....	9
第3節	医療救護活動に係る措置.....	9
第1	医療救護活動.....	9
第2	費用負担.....	10
第4章	武力攻撃災害の復旧	11
第5章	緊急対処事態への対処	12
第1節	静岡県看護協会緊急対処事態対策本部.....	12
第2節	警報の伝達.....	12

第1章 総論

第1節 本計画の目的

静岡県看護協会（以下「協会」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、同法第32条に定める「国民の保護に関する基本指針」及び静岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、協会が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法に関する必要な事項等を定め、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 武力攻撃 | 我々国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| (2) 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| (3) 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| (4) 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| (5) 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。 |
| (6) 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| (7) 国民保護措置 | 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。 |

第3節 本計画が対象とする事態

協会が作成する国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）においては、県国民保護計画において想定されている次の武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。

(1) 着上陸侵攻

侵攻国が侵攻正面において、海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させて、侵攻することをいう。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル（放射線を描いて飛翔するロケットエンジン推進のミサイル）による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。

(4) 航空攻撃

重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。

2 緊急処理事態

想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- (ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力発電所の爆破、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊等）
- (イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破等）

(2) 攻撃手段による分類

- (ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質による攻撃が行われる事態（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）
- (イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイルなどの飛来等）

第4節 国民保護措置の基本方針

第1 協会の国民保護措置

- 1 協会が実施する国民保護措置は、その自主的判断に基づいて行う措置と、地方公共団体等の行う国民保護業務に協力する措置とに区分される。

- 2 協会は、国民保護措置を効果的に実施するため、国民保護業務計画を作成し、研修や訓練を実施して必要な知識や技術等の会員への周知徹底を図る。
また、必要に応じて国民保護業務計画の見直しを行う。
- 3 本計画の実施に当たっては、協会、地区支部及び会員が一体となって、平素からの備え並びに武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処を効果的に実行するものとする。
- 4 協会は、協会が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第2 国民保護措置の内容及び実施期間

- 1 協会が行う国民保護措置は、避難施設、医療機関等における医療救護活動であり、その内容は、被害状況、被災者のニーズの性質、又は地方公共団体等からの要請内容によって定まる。
- 2 国民保護措置の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ自立の見通しが立つまでの間又は地方公共団体等からの実施要請期間とする。

第2章 平素からの備え

第1節 医療救護体制の確立

武力攻撃災害に的確に対応できるよう平素から医療救護体制の確立を図るものとし、特に武力攻撃災害時には平素の業務に加えて、医療救護活動を実施することを考慮して業務分担等について確認と見直しを随時行う。

第1 連絡体制の整備

1 国民保護対策要員の参集体制の整備

- ア 協会及び地区支部における国民保護対策要員（以下「保護対策要員」という。）の参集基準及び服務基準を定めるとともに、緊急連絡網の作成等、連絡手段の確保に努める。
- イ 武力攻撃災害発生による道路損壊や交通の途絶、保護対策要員自身や家族が被災した場合等を考慮して、あらかじめ時系列的な参集可能な保護対策要員数を把握しておく。
- ウ 参集が不可能となった場合に当該保護対策要員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておく。

2 情報収集、伝達体制の整備

- ア 情報の収集は、テレビ及びラジオ放送、電話、インターネットの活用によるものとする。
- イ 武力攻撃災害発生時の医療機関状況、救護活動要請状況等の情報収集は、「医療ネットしずおか」の活用によるものとする。
- ウ 情報の伝達は、電話、インターネット、「医療ネットしずおか」など自然災害時において確保している通信手段を活用する。
- エ 地方公共団体等の武力攻撃災害担当部署、医療機関、地区支部、災害支援ボランティアナース登録者など情報の収集及び伝達先については、常に最新のリストを整備しておくものとする。

第2 医療救護資機材等の整備

- 1 自己完結型医療救護体制を確立できるよう必要な医療救護資機材の整備充実を図る。なお、これらの資機材は、防災のための資機材と原則として相互に兼ねるものとする。
- 2 医療救護資機材は、必要に応じて地区支部へ分置するとともに、その在庫数を常に把握しておくものとする。
- 3 医療救護資機材は、定期的に点検を行うとともに、併せて操作訓練を行うように努め、常に稼働できる状態を維持する。なお使用後は必ず点検、補給を行う。
- 4 あらかじめ静岡県知事(政令市にあっては市長)の許可を受け、医療救護活動に従事する者が、赤十字標章等を使用できる態勢を整える。

- 5 医療救護活動が的確かつ迅速に実施できるよう医療機関及び住民避難施設のリスト、医薬品、医療材料及び衛生材料の供給要請先、核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃の場合における医療救護活動の際の留意事項など必要な基礎的資料を準備する。

第3 関係機関との相互連携

- 1 大規模な武力攻撃災害が発生し、避難住民等に対する医療救護が必要な場合における適切な医療要請方法について、あらかじめ静岡県知事と協議し定める。
- 2 武力攻撃災害時の保護対策要員、災害支援ボランティアナース及び応援ナースの派遣、医療救護資機材の確保等について、積極的な協力が得られるよう関係機関と相互に密接な連携を図る。

第4 協会会館の機能維持

- 1 武力攻撃災害時においても、協会会館の機能を維持するため、エスパティオ管理組合を通して建物の安全性と電気、水、燃料等の確保に努める。
- 2 情報の収集伝達手段となる電話については、停電時においても利用可能な停電用電話を設置する。
- 3 武力攻撃災害時に会館建物の損壊等により国民保護対策本部を設置して、国民保護業務を推進することが困難となる場合は、静岡県医療救護計画で定める災害拠点病院の中から代替施設を選定依頼し確保を図る。

第2節 医療救護に関する教育訓練等

武力攻撃災害時の医療救護活動には、多数の会員の協力が不可欠である。従っていざという時のために日ごろから、災害看護研修や地域の救援訓練への参加などを企画し、災害支援ボランティアナースの育成に努めるとともに、会員の意識の高揚を図っておかなければならない。

第1 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、会員をはじめ協会及び地区支部役員、防災対策委員、災害支援ボランティアナース等を対象に防災会議や研修会等を通して国民保護措置の仕組みや武力攻撃事態等において会員等がとるべき行動等の知識を普及し啓発を図る。

第2 災害支援ボランティアナースの育成

武力攻撃災害時の医療救護における看護職の果たす役割は大きく重要である。このため自然災害を対象とした災害支援ボランティアナース研修プログラムに武力攻撃災害に必要な専門的知識と技術を加えて、国民保護業務にも対応できる災害支援ボランティアナースを育成する。併せて研修を修了したナースを認定・登録するとともに登録

者を対象としたフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図る。

また、「災害支援ボランティアナースの育成と認定・登録・派遣」について各病院等施設所属長の理解を得るよう努める。

第3 救援訓練の実施

武力攻撃災害時に、機敏にかつ円滑に対応できるよう協会及び地区支部の保護対策要員、災害支援ボランティアナースを対象に、参集や情報伝達、派遣等及び協会会館利用者の避難誘導などの国民保護措置についての救援訓練を行うとともに、地区支部及び地方公共団体等関係機関との連携を強化する。

なお訓練の実施に当たっては、防災訓練とを有機的に連携させるものとする。

第4 地域の救援訓練への参加

武力攻撃事態等において、避難住民等への医療救護活動を的確かつ迅速に実施するためには、トリアージや応急看護などを地域医師会や地域自主防災組織など他組織と協力しながら行う実践的訓練に参加し、現場活動の経験を積み重ねることが必要である。

このため、地区支部活動の一環として、毎年市町が実施する国民保護措置についての救援訓練に積極的に参加するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃災害警戒時の措置

第1 静岡県看護協会国民保護警戒本部

1 会長は、政府による武力攻撃事態認定の前の段階においても、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、次に該当する場合には、協会に静岡県看護協会国民保護警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び地区支部に警戒地区支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。

ア 現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したとき

イ 静岡県が県国民保護計画に基づき、緊急事態連絡室又は緊急事態対策室を置いたとき

ウ 県内の市町が市町国民保護計画に定める初動体制をとったとき

2 警戒本部及び警戒支部は、次表の左欄に掲げる者で構成し、それぞれ右欄に掲げる者をもって充てる。

なお、静岡県が緊急事態連絡室を置いたときは、警戒本部のみを設置し、専務理事、常務理事及び事務局職員2人で構成するものとする。

	構 成 員	役 職 員
警 戒 本 部	本 部 長 副 本 部 長 本 部 員 本 部 職 員	会 長 副 会 長 専務理事、常務理事 事務局全職員
支 部 戒	地 区 支 部 長 副 地 区 支 部 長	地 区 支 部 長 副 地 区 支 部 長

3 本部長又は地区支部長に事故あるときは、副本部長又は副地区支部長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

4 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、武力攻撃災害応急対策について協議する。

5 警戒本部及び警戒支部が設置されたのち、本部長、副本部長若しくは本部員、又は地区支部長若しくは副地区支部長が配備につくまでの間における武力攻撃災害応急対策の実施については、上位職の者が指揮するものとする。

6 警戒本部には、その事務を処理するため、別表に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

7 警戒本部及び警戒支部は、政府において武力攻撃事態認定が行われ、静岡県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されたときは、警戒本部及び警戒支

部を廃止し、直ちに「静岡県看護協会国民保護対策本部及び国民保護対策地区支部」（以下「保護対策本部」及び「保護対策支部」という。）を設置する。

- 8 協会防災計画に基づく災害対策本部及び災害対策地区支部を設置した場合において、その後政府において武力攻撃事態認定が行われ、県対策本部が設置されたときは、直ちに「保護対策本部及び保護対策支部」を設置し、災害対策本部及び災害対策地区支部を廃止する。
- 9 警戒本部及び警戒支部を設置又は廃止したときは、静岡県及び日本看護協会に連絡するものとする。

第2 所掌事務

- 1 被災情報、避難の指示、警戒区域の設定、その他医療救護活動上必要な情報の収集及び伝達に関すること
- 2 地方公共団体等関係機関との連絡調整に関すること
- 3 保護対策本部及び保護対策支部の開設準備に関すること
- 4 災害支援ボランティアナースの派遣準備又は派遣及び受入れに関すること

第2節 武力攻撃災害時の措置

第1 静岡県看護協会国民保護対策本部

- 1 会長は、武力攻撃災害等が発生し、医療救護活動を的確かつ迅速に実施していく必要があるため、次に該当する場合には、協会に静岡県看護協会国民保護対策本部及び地区支部に保護対策地区支部を設置する。
 - ア 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき
 - イ 静岡県又は県内市町が国民保護対策本部を設置したとき
 - ウ その他会長が設置することが適当と判断したとき
- 2 保護対策本部及び保護対策支部は、次表の左欄に掲げる者で構成し、それぞれ右欄に掲げる者をもって充てる。

	構 成 員	役 職 員
保 護 対 策 本 部	本 部 長 副 本 部 長 本 部 員 本 部 職 員	会 長 副 会 長 専務理事、常務理事 防災対策全委員 事務局全職員
支 部 保 護 対 策	地 区 支 部 長 副 地 区 支 部 長 地 区 支 部 員	地 区 支 部 長 副 地 区 支 部 長 地 区 支 部 役 員

- 3 保護対策本部の運営、班の所掌事務、関係機関への連絡等については、警戒本部と同様とする。

- 4 武力攻撃災害が発生し、災害地の県国民保護対策本部等との連絡が取れない等緊急やむを得ない場合には、速やかにその被災状況について情報収集を行い、その情報により医療救護活動を実施する必要があると認められるときは、本部長の判断により災害支援ボランティアナースを派遣することができる。
- 5 本部長が武力攻撃災害発生後の応急措置がおおむね完了したと判断したとき、又は県対策本部が廃止されたときは、保護対策本部及び保護対策支部を廃止する。

第2 所掌事務

- 1 武力攻撃災害状況、住民避難状況、道路交通規制情報、その他医療救護活動上必要な情報の収集及び伝達に関すること
- 2 地方公共団体等関係機関との連絡調整に関すること
- 3 災害支援ボランティアナースの派遣調整及び派遣並びに交替要員の確保に関すること
- 4 日本看護協会及び他県看護協会への応援要請及び受入れに関すること
- 5 被災会員のとりまとめに関すること

第3 災害支援ボランティアナースの責務

- 1 災害支援ボランティアナースとして登録した者（以下「登録者」という。）は、平素から新しい武力攻撃災害に関する知識、技術の習得に努めるとともに、武力攻撃災害発生時には迅速に、また自己完結型を基本として必要物品の準備など出動できる態勢づくりに常に心掛けるものとする。
- 2 警戒本部又は保護対策本部が設置されたとき、武力攻撃災害現地への派遣の要請に応えられる登録者は、所属する地区支部の警戒支部長または保護対策支部長に速やかに届け出るものとする。
- 3 本部長から武力攻撃災害現地への派遣要請を受け、出動した登録者は、派遣先の市町または医療機関等の管理者の指示に従い医療救護活動を行うものとする。
- 4 登録者は、医療救護活動終了後、協会防災計画に定める医療救護活動報告書、医療従事者名簿、医薬品等使用報告書、事故報告書、物件損傷報告書を速やかに所属する地区支部の保護対策支部長を経由して、本部長に提出するものとする。

第3節 医療救護活動に係る措置

第1 医療救護活動

- 1 協会は、武力攻撃災害等が発生したときは、自主的判断または地方公共団体等の要請に基づき、当計画に定める医療救護活動を行う。
- 2 医療救護活動に従事する災害支援ボランティアナースの業務は、被災者の態様に応じて、トリアージ、傷病者に対する応急看護及び看護、または傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容等とする。
- 3 医療救護活動を実施するにあたって、労務、施設設備又は物資の確保について応援が必要な場合は、地方公共団体、関係機関等に応援の要請を行う。

第2 費用負担

- 1 地方公共団体の要請や指示に従って医療救護活動に従事した者に係る実費、又はそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときの損害は地方公共団体に請求する。
- 2 県対策本部長による協会の国民保護措置の総合調整の結果、損失を受けたときは静岡県に請求する。

第4章 武力攻撃災害の復旧

- 1 協会は、武力攻撃災害が発生したときは、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害の状況を静岡県に報告するとともに、被害の拡大防止を最優先に応急の復旧を行う。
- 2 協会は、武力攻撃災害により、その管理する施設及び設備が被災した場合は、被災状況に基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図る。
- 3 協会は、応急の復旧又は、復旧のための措置を講ずるに当たり、必要がある場合は、静岡県に対し措置に関し支援を求める。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 静岡県看護協会緊急対処事態対策本部

本計画が対象とする緊急対処事態は、第1章第3節2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、静岡県看護協会緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 警報の伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を所管する地区支部長に対し伝達を行う。

国民保護警戒本部及び国民保護対策本部の班と事務分掌

班 名 (班長担当役員)	事 務 分 掌
総 務 班 (専務理事)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部及び支部の設置及び廃止に関する事 2. 本部、支部保護対策要員の参集状況の確認に関する事 3. 本部員会議に関する事 4. 本部命令の伝達に関する事 5. 県、市町国民保護対策本部（初動体制時を含む）、関係機関との連絡調整に関する事 6. 地方公共団体、日本看護協会、他県看護協会への応援要請及び連絡調整に関する事 7. 医療救護資機材等の調達に関する事 8. 地方公共団体等の要請に基づく医療救護活動に係る報告等事務処理に関する事 9. 協会会館の施設、設備の安全措置及び被災情報の県報告に関する事 10. 会員、職員の安否の確認に関する事 11. 協会会館利用者への情報伝達及び退去に関する事 12. 他班との連絡調整に関する事
情 報 班 (事業担当 常務理事)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害状況、緊急処理事態情報の収集伝達に関する事 2. 警報、緊急通報、退避の指示、警戒区域の設定、避難の指示に関する情報の収集伝達に関する事 3. 放射性物質等の放出又は放出のおそれ及び武力攻撃原子力災害の発生又は拡大防止のための応急対策に関する情報の収集伝達に関する事 4. 公共交通機関の運行状況、道路交通情報、その他医療救護活動上必要な情報の収集伝達に関する事
医 療 救 護 班 (教育研修担当 常務理事)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害支援ボランティアナース派遣可能者の把握に関する事 2. 災害支援ボランティアナースの派遣準備又は派遣及び受入れに関する事 3. 災害支援ボランティアナース派遣交替要員の確保に関する事 4. 災害支援ボランティアナースの活動状況の掌握、記録、集計等に関する事

参考 静岡県国民保護計画に基づく事前配備態勢

(静岡県国民保護対策本部及び静岡県緊急対処事態対策本部運営要領より)

区 分	配 備 基 準	配 備 態 勢
【緊急事態 情報収集室】	1 テロ等の予告があった 場合 2 海外でのテロ等の発生 の場合	・総括班 防災局指名職員 ・海外居留・渡航者班 国際室職員
【緊急事態連絡室】	1 県外におけるテロ等によ る人を殺傷する行為等 の事案の発生の場合 2 警報の発令において、武 力攻撃が迫り、又は現に武 力攻撃が発生したと認め られる地域が本県及び隣 接県以外の場合 3 海外でのテロ等の発生 により、本県に影響が見込 まれる場合	・総括班 防災局指名職員、広報室担当職員 該当する地域防災局指名職員 ・生物化学班 ・交通機関班 ・コンビナート班 ・原子力班 ・海外居留・渡航者班 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 関係室 指名職員 </div>
【緊急事態対策室】	1 県内におけるテロ等によ る人を殺傷する行為等 の事案の発生の場合 2 本県の緊急通報の発令 の場合 3 警報発令において、武力 攻撃が迫り、又は現に武力 攻撃が発生したと認めら れる地域が隣接県の場合	・総括班 防災局全職員、広報室担当職員 該当する地域防災局全職員 ・生物化学班 ・交通機関班 ・コンビナート班 ・原子力班 ・海外居留・渡航者班 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } 関係室 指名職員 } 必要な 出先機関 職員 </div>

国民保護業務計画に関するQ & A

Q 1 日本看護協会は、この国民保護法に対して県協会と同じ方針なのか。

A 武力攻撃災害やテロ発生時に国民を保護する措置を実施したり、行政機関が実施する措置に協力する公的団体を、国は国民保護法に基づいて指定公共機関として指定することとなっている。

国の指定を受けた医療関係団体は、日本赤十字社と独立行政法人国立病院機構の2団体のみであり、日本医師会、日本看護協会は指定されていない。

このため、法的には日本看護協会が国民保護措置に直接かかわりをもつ必要がなく、このためか現在日本看護協会が国民保護法にどう取り組むのか方針等については表明されていない。

Q 2 県の防災計画に基づいて県協会が対応することと国民保護法に基づいて対応することとは、根本的に異なると思うがどうか。

A 県の防災計画(自然災害、東海地震、原子力災害を対象)に基づいて、負傷者や避難住民の医療救護に必要なナースが不足し、当協会に派遣要請があった場合には、当協会の防災計画に基づいて可能な範囲で対応することとしている。

県の国民保護計画に基づいて当協会が対応を予定している内容は、防災計画と同様、避難施設において負傷者や避難住民の医療救護に必要なナースが不足し、当協会に派遣要請があった場合に可能な範囲で派遣することであり、確かに防災計画は自然災害時、国民保護計画は武力攻撃災害時の違いはあるものの救護所や避難施設で医療救護活動を行うことは一緒である。

国民保護計画は、武力攻撃やテロ発生時なので砲弾飛び交う下での医療救護活動は身に危険が及ぶリスクが高いと心配されることと思うが、戦地での負傷者救護は自衛隊が行うことであり、協会に派遣するナースは、住民が避難している安全な地域にしか派遣しないこととなっている。このことは、国民保護法第22条「都道府県は、指定地方公共機関(当協会)が実施する国民の保護のための措置について、その内容に応じ安全の確保に配慮しなければならない。」および第85条「知事は医療関係者に医療を行うよう要請し、または医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の安全の確保に対し、十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない」と規定しており、また当協会業務計画第1章第4節—4に医療従事者の安全の確保を基本方針に掲げている。

Q 3 県の方針に安易に呼応しているように思えるがいかがか。

A 県の防災計画においては、平成9年8月に災害対策基本法に基づいて当協会は指定地方公共機関として既に指定されている。

このたび、武力攻撃災害時等に国民を保護する措置(具体的には避難住民等に対する医療救護活動)を実施したり、県、市町が実施する措置に協力する指定地方公共機関として、県が国民保護法に基いて当協会を指定したい旨の申入れがあり、理事会において協議の結果、指定を了承し、平成17年3月指定されたところである。

自然災害時の避難施設へのナース派遣は応諾するが、武力攻撃災害時に県民が避難している施設へは派遣を拒否することは、積極的に不特定多数の利益の実現を責務としている公益法人である当協会が取るべき態度ではないと考える。

従っていざという時のための体制づくりを目指して業務計画を作成したところである。

Q 4 この計画案の経過の説明が必要と思うがどうか。

A 国民保護業務計画関連の説明について次のとおり実施してきた。

18年8月24日 **協会防災会議**(地区支部長及び災害拠点病院連絡責任者も構成メンバー)

- 説明内容
- ア 国民保護法とは
 - イ 武力攻撃事態、緊急処理事態の内容
 - ウ 当協会が指定地方公共機関に指定されたこと
 - エ このため、本年度中に国民保護業務計画を作成することとなったこと
 - オ 業務計画の構成(目次)、盛り込む概要
 - カ 防災計画と業務計画の目次の比較

9月5日 **委員長会議**

8月24日と同じ内容を説明

9月29日 **施設等代表者会議**

8月24日と同じ内容を説明

11月9日 **地区支部長会議**

協会国民保護業務計画(案)の説明

Q 5 武力攻撃事態を決定する県の力でいやおうなく事態に組み込まれていく。個人の意思が働きにくく危険を感じるがどうか。

A 武力攻撃事態や、緊急処理事態であることを認定するのは国であり、同時に対策本部を設置すべき県、市町村をも国が指定することとなっている。

本県が指定されれば、県に対策本部が開設され、当協会も対策本部を開設することとしている。

そして、県から協会に対しナース派遣要請があった場合、協会では災害支援ボランティアナース登録者の中から現地へ派遣することを承諾したナースに出動をお願いすることとしており、一切強制することはない。現地への出動を承諾する、しないはあくまでも個人の意思で決定していただくことであるので、個人の意思が働きに

くいということはない。

Q 6 計画の中で地区支部の任務が明確ではないがどうか。

A ご指摘のとおり地区支部の任務をこと細かく計画には記載されていない。これは原則的には、対策本部の業務に準じたものを想定している訳であるが、いざ実際の場面では、対策本部と情報のやりとりや災害支援ナースへの連絡など対策本部からの依頼事項を処理していただくこととなるであろうことから、計画に具体的任務を限定的に記述することがむずかしいためである。

Q 7 戦争、テロ時に派遣されるという説明を災害ボランティアナース研修前にする必要があるのではないか。

A 研修前に 16,000 人余の会員に業務計画の内容を説明することは困難である。
このため、作成された業務計画全文を協会ホームページで公開し、啓発することとしている。研修を受け、災害支援ボランティアナースに登録したら必ず戦争・テロ時に派遣されるわけではなく、派遣を応諾するか否かは、ナース自身が決定していただくことである。
なお、災害支援ボランティアナース B 研修プログラムに国民保護法についても入れることとしている。

Q 8 災害支援ボランティアナース登録者は、協会に国民保護警戒本部または対策本部が設置されたら、必ず地区支部長に届け出なければならないか。

A 現地への出動が可能な登録者は、所属する地区支部の支部長に届け出をお願いしている。これは協会に対してナース派遣要請があった場合のことを考えて、あらかじめ派遣可能者を把握しておくためである。従って届け出たから必ず現地へ派遣されるわけではなく、協会に対し派遣要請があったときあらためて届け出者に出動を承諾するかどうかの意思を確認することとしている。

Q 9 届け出の際、地区支部長はどこの誰かを確認する方法はどうか。

A 当協会のホームページで確認するか、協会事務局に電話等で照会されたい。